



農福連携推進シンポジウムin新潟

農林水産省における農福連携施策

農林水産省農村振興局
都市農村交流課

農福連携の取組方針と目指す方向

○ 農福連携とは、障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組であり、農林水産省では、厚生労働省と連携して、「農業・農村における課題」、「福祉(障害者等)における課題」、双方の課題解決と利益(メリット)があるWin-Winの取組である農福連携を推進。

「農」と福祉の連携(=農福連携)

【農業・農村の課題】

- ・農業労働力の確保
※毎年、新規就農者の2倍の農業従事者が減少
- ・荒廃農地の解消 等
※佐賀県と同程度の面積が荒廃農地となっている

【福祉(障害者等)の課題】

- ・障害者等の就労先の確保
※障害者約964万人のうち雇用施策対象となるのは約377万人、うち雇用(就労)しているのは約94万人
- ・工賃の引き上げ 等

障害者等が持てる能力を発揮し、それぞれの特性を活かした農業生産活動に参画

【農業・農村のメリット】

- ・農業労働力の確保
- ・農地の維持・拡大
- ・荒廃農地の防止
- ・地域コミュニティの維持 等

【福祉(障害者等)のメリット】

- ・障害者等の雇用の場の確保
- ・賃金(工賃)向上
- ・生きがい、リハビリ
- ・一般就労のための訓練 等



労働力の確保



新たな就労の場の確保

目指す方向

1 農業生産における障害者等の活躍の場の拡大

障害者等の雇用・就労の場の拡大を通じた農業生産の拡大。



2 農産物等の付加価値の向上

障害の特性に応じた分業体制や、丁寧な作業等の特長を活かした良質な農産物の生産とブランド化の推進。



3 農業を通じた障害者の自立支援

障害者の農業への取組による社会参加意識の向上と工賃(賃金)の上昇を通じた障害者の自立を支援。



国の基本政策における農福連携の位置付け（1）

- 平成27年に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、福祉農園の定着推進等が位置付けられている。
- さらに、平成30年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針)、「未来投資戦略」(成長戦略)においても、農福連携の推進が位置付けられている。

○食料・農業・農村基本計画(平成27年3月閣議決定)

3. 農村の振興に関する施策

(3)多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等

- ・農作業による心身の健康増進の効果等に着目し、**高齢者の健康や生きがいの向上、障害者や生活困窮者の自立を支援するための福祉農園の拡大、定着等に向けた取組を推進**する。

【ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)】

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向 (3)障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援

一億総活躍社会を実現するためには、障害者、難病患者、がん患者等が、希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要である。このため、就職支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、**障害者の身体面・精神面にもプラスの効果がある農福連携の推進**、ICTの活用、就労のための支援、慢性疼痛対策等に取り組むとともに、グループホームや就労支援事業等を推進する。

【経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太方針)(平成30年6月15日閣議決定)】

7. 安全で安心な暮らしの実現 (4)暮らしの安全 ③ 共助社会・共生社会づくり

障害者の地域生活への移行や**農福連携※を含めた就労・社会参加を促進**するとともに、発達障害について、社会全体の理解促進、家族支援等に取り組む。

※高齢者、障害者、生活困窮者等の農業分野における就農・就労。

【未来投資戦略2018(成長戦略)(平成30年6月15日閣議決定)】

[4]「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる

1. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

農福連携を推進し、担い手不足が見込まれる農業分野で活躍が期待される**高齢者、障害者、生活困窮者等の就農・就労支援を進める。**

国の基本政策における農福連携の位置付け（２）

- 最近では、令和元年６月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）、「成長戦略フォローアップ」において農福連携の推進が引き続き位置付けられるとともに、同じく、令和元年年６月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針」においても、農福連携の全国的な推進が位置付けられている。

【経済財政運営と改革の基本方針2019(骨太方針)(令和元年6月21日閣議決定)】

3. 地方創生の推進 (2)地域産業の活性化 ②農林水産業の活性化

農福連携を推進し、障害者等の就農・就労を促進する。

【成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)】

- 7. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現 (2)新たに講ずべき具体的施策
 - i) 農業改革の加速 ①生産現場の強化 ア)人口減少下においても力強い農業構造の構築と人材の育成

農福連携について、農業・福祉双方のニーズのマッチング、農福連携に取り組む農業経営の発展や障害者等の就労に資する環境整備、専門人材の育成等を進め、全国的な推進を図る。

【まち・ひと・しごと創生基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)】

- V. 各分野の施策の推進 1. 地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす
 - (2)新しい産業の創出と社会的課題に対応する地域経済社会システムの構築

◎農福連携の全国的な推進

- ・農福連携の取組拡大のため、農福連携に取り組む農業経営の発展や障害者等の就労に資する環境整備の充実、農林水産研修所や農業大学校等を活用した農業版ジョブコーチなどの専門人材の育成、農業・福祉双方のニーズのマッチングを支援するシステムの構築等を進める。
- ・農福連携への関心を高め、産業界や消費者等を巻き込んだ国民的運動として農福連携の取組を全国的に広く展開するため、各界関係者が参加するコンソーシアムを設置し、戦略的なプロモーションを実施する。
- ・「農福連携等推進会議」の取りまとめに基づき、関係省庁の連携を強化し、総合的な政策パッケージで農福連携等の取組への支援を行っていく。

様々な形で取組が広がる農福連携

- 農福連携は、農業経営体による障害者の雇用、障害者就労施設による農業参入や作業受託など、近年、様々な形で取組が見られている。
- 自らの経営の中で、生産行程や作業体系の見直しを行い、生産の拡大など農業経営の発展につながっている事例も。

農業経営体が障害者を雇用 京丸園(株) (静岡県)

- 毎年1名以上の障害者を新規雇用。従業員100名中、障害者は25名 (H31.4)。
- 障害者視点で農作業の体制を整備。作業効率化が進み、経営規模と生産量が拡大。
- 障害者雇用数に比例し売上増加 (6.2倍に拡大 (H9→H30))。



器具を工夫した定植作業



個人の目標を定め作業を実施

障害者就労施設が農業参入 (株)九神ファームめむろ (北海道)

- 地域における障害者活躍の場として設立。障害者20名 (H31.1) が、野菜生産や一次加工を実施。
- 利用者から支援スタッフへキャリアアップ実現。
- 平均賃金は北海道平均の約1.6倍と高水準 (H29)。



野菜の加工処理



地域食材をレストランで提供

J Aが核となるマッチング J A松本ハイランド (長野県)

- 障害者就労施設による農作業請負のマッチングを、J Aが核となって実施。
- 農家33戸が受け入れ、障害者就労施設8事業所の延べ1,041人が332回の農作業に従事 (H30年度)。



作業内容の説明

企業が障害者雇用と農業参入 ハートランド(株) (大阪府)

- コクヨ(株)が子会社で障害者7名を雇用し、葉菜類を栽培。
- 特性を的確に見極めることで播種等で作業効率を向上。
- 障害者就労施設からも年間延べ約6千人の障害者を受け入れ。

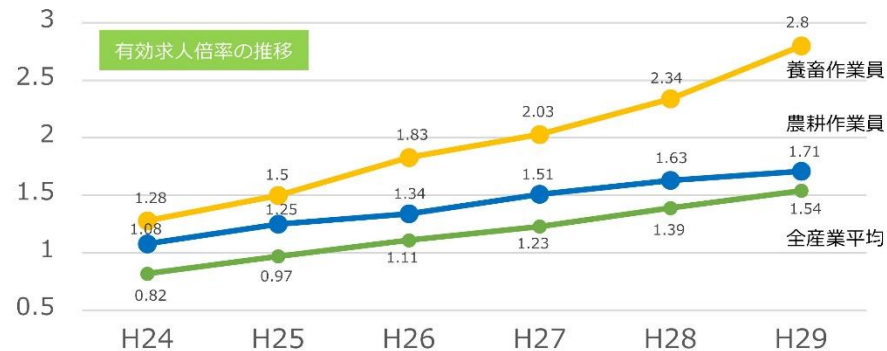


サラダほうれん草を栽培

農業分野における障害者の活躍への期待

- 農福連携（農業と福祉の連携）は、障害者が農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。
- 農福連携の取組は、障害者の就労や生きがい等の場の創出となるだけでなく、農業就業人口の減少や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながるもの。

農業現場で高まる雇用労働力ニーズ



※ 厚生労働省「職業安定業務統計」

実際に農福連携に取り組んだ効果を実感

農業経営体への効果

農福連携に取り組む農業経営体の、

- **76%**が「障害者を受け入れて**貴重な人材**となった」と認識 (n = 109)
- **57%**が「労働力確保で**営業等の時間が増加**」と認識
- **78%**が5年前と比較して**年間売上が増加** (n = 120)

障害者にとっての影響

農福連携に取り組む障害者就労施設の、

- **79%**が「**利用者が体力がついて長い時間働けるようになった**」、**62%**が「**利用者の表情が明るくなった**」と回答 (n = 573,606)
- **74%**が過去5年間の**賃金・工賃が増加** (n = 606)

※ 農林水産省調査（平成31年3月）による

農福連携等推進会議の設置

- 農福連携等について関係省による横断的な会議を設置し、有識者の参加を得て、全国的な機運を醸成し、今後農福連携を強力に推進していくための方策を取りまとめる。

構成員

議長	内閣官房長官
副議長	厚生労働大臣 農林水産大臣
構成員	内閣官房副長官（衆） 内閣官房副長官（参） 内閣官房副長官（事務） 内閣官房副長官補（内政担当） 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 法務省矯正局長 法務省保護局長 文部科学省初等中等教育局長 厚生労働省職業安定局長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 農林水産省大臣官房総括審議官 農林水産省農村振興局長

このほか、有識者が会議に参加

※ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」のフォローアップ及び今後の見直し等に向け、福祉分野等との連携における農山漁村の再生に向けた取組の推進について、実効ある方策を検討するため、本会議を開催。

※※ 会議の庶務は、内閣官房及び厚生労働省の協力を得て、農林水産省において処理。

開催スケジュール

会議設置の公表【4月5日】

第1回 【4月25日】

- 農福連携の状況について（厚労省、農水省から説明）
- 有識者からのコメント
- 意見交換

第2回 【6月4日】

- 「農福連携等推進ビジョン」（案）の説明
- 有識者からのコメント
- 意見交換
- 推進ビジョン決定

農福連携等推進会議における有識者

- ・ 且田 久美 株式会社九神ファームめむろ 取締役
(エフピコダックス株式会社 障がい者雇用責任者)
- ・ 小池 邦子 社会福祉法人花工房福祉会 理事長
- ・ 佐藤 康博 日本経済団体連合会 農業活性化委員長
- ・ 城島 茂 TOKIO
- ・ 新免 修 山城就労支援事業所「さんさん山城」施設長
- ・ 鈴木 厚志／緑 京丸園株式会社 代表取締役／総務取締役
- ・ 鈴木 英敬 農福連携全国都道府県ネットワーク 会長
- ・ 中村 邦子 社会福祉法人白鳩会 常務理事
- ・ 中家 徹 全国農業協同組合中央会 会長
- ・ 皆川 芳嗣 一般社団法人日本農福連携協会 会長
- ・ 村木 厚子 津田塾大学 客員教授

(五十音順)

I 農福連携等の推進に向けて

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組
年々高齢化している農業現場での貴重な働き手となることや、障害者の生活の質の向上等が期待

農福連携は、様々な目的の下で取組が展開されており、これらが多様な効果を発揮されることが求められるところ

持続的に実施されるには、農福連携に取り組む農業経営が経済活動として発展していくことが重要で、個々の取組が地域の農業、日本の農業・国土を支える力になることを期待

農福連携を全国的に広く展開し、裾野を広げていくには「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていない」といった課題に対し、官民挙げて取組を推進していく必要

また、ユニバーサルな取組として、高齢者、生活困窮者等の就労・社会参画支援や犯罪・非行をした者の立ち直し支援等、様々な分野にウイングを広げ、地域共生社会の実現を図ることが重要（SDGsにも通じるもの）

農福連携等の推進については、引き続き、関係省庁等による連携を強化

II 農福連携を推進するためのアクション

目標：農福連携に取り組む主体を新たに3,000創出*

1 認知度の向上

- 定量的なデータを収集・解析し、農福連携のメリットを客観的に提示
- 優良事例をとりまとめ、各地の様々な取組内容を分かりやすく情報発信
- 農福連携で生産された商品の消費者向けキャンペーン等のPR活動
- 農福連携マルシェなど東京オリンピック・パラリンピック等に合わせた戦略的プロモーションの実施

2 取組の促進

○ 農福連携に取り組む機会の拡大

- ワンストップで相談できる窓口体制の整備 ・スタートアップマニュアルの作成
- 試験的に農作業委託等を短期間行う「お試しノワーク」の仕組みの構築
- 特別支援学校における農業実習の充実
- 農業分野における公的職業訓練の推進

○ ニーズをつなぐマッチングの仕組み等の構築

- 農業経営体と障害者就労施設等のニーズをマッチングする仕組み等の構築
- コーディネーターの育成・普及
- ハローワーク等関係者における連携強化を通じた、農業分野での障害者雇用の推進

○ 障害者が働きやすい環境の整備と専門人材の育成

- 農業法人等への障害者の就職・研修等の推進と、障害者を新たに雇用して行う実践的な研修の推進
- 障害者の作業をサポートする機械器具、スマート農業の技術等の活用
- 全国共通の枠組みとして農業版ジョブコーチの仕組みの構築
- 農林水産研修所等による農業版ジョブコーチ等の育成の推進
- 農業大学校や農業高校等において農福連携を学ぶ取組の推進
- 障害者就労施設等における工賃・賃金向上の支援の強化

○ 農福連携に取り組む経営の発展

- 農福連携を行う農業経営体等の収益力強化等の経営発展を目指す取組の推進
- 農福連携の特色を生かした6次産業化の推進 ・障害者就労施設等への経営指導
- 農福連携でのGAPの実施の推進

3 取組の輪の拡大

- 各界関係者が参加するコンソーシアムの設置、優良事例の表彰・横展開
- 障害者優先調達推進法の推進とともに、関係団体等による農福連携の横展開等の推進への期待

III 農福連携の広がりの推進

「農」と「福」のそれぞれの広がりを推進し、農福連携等を地域づくりのキーワードに据え、地域共生社会の実現へ

1 「農」の広がりへの支援

林業及び水産業において、特殊な環境での作業もあることにも留意しつつ、障害特性等に応じた、マッチング、研修の促進、経営発展を目指す取組の推進、林・水産業等向け障害者就労のEメール事業の創設

2 「福」の広がりへの支援

高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の働きづらさや生きづらさを感じている者の就労・社会参画の機会の確保や、犯罪や非行をした者の立ち直しに向けた取組の推進

57 農山漁村振興交付金

【令和2年度予算概算要求額 10,010 (9,809) 百万円】

<対策のポイント>
 地域の創意工夫による**活動の計画づくり**から**農業者等を含む地域住民の就業の場の確保**、農山漁村における**所得の向上や雇用の増大**に結びつける**取組を総合的に支援**し、農山漁村の活性化を推進します。

- <政策目標>**
- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,450万人〔令和2年度まで〕）
 - 農村部の人口減の抑制（2,151万人を下回らない〔令和7年度〕）

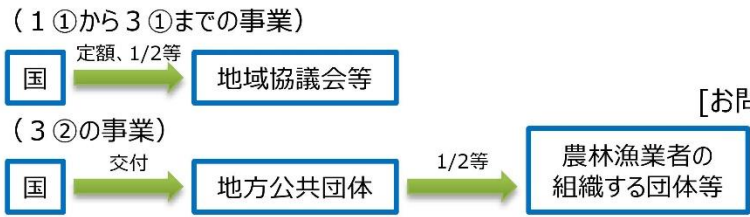
<事業の内容>

- 1. 農山漁村普及啓発対策**
- **地域資源を活用した活動計画づくりと実践活動、地域活性化の取組のPR、都市農業の多様な機能の発揮のための取組**を支援します。
 - ① 地域活性化対策
 - ② 都市農業機能発揮対策
- 2. 農山漁村交流対策**
- 「**農泊**」をビジネスとして実施する取組、**農福連携を推進するための環境整備等の取組、専門的スキル・経験を有する人材を派遣し、農山漁村の課題解決を図る取組**を支援します。
 - ① 農泊推進対策
 - ② 農福連携対策
 - ③ 人材交流・ビジネス支援対策
- 3. 農山漁村定住促進対策**
- **山村の特色ある地域資源の商品化・販売促進等の取組、生産施設等の整備**を支援します。
 - ① 山村活性化対策
 - ② 農山漁村活性化整備対策

<事業イメージ>

1 普及 啓発	① 地域活性化対策 地域の活動計画づくりや実践活動、地域活性化の取組の優良事例や農業遺産のPR活動等を支援します。  ワークショップ	② 都市農業機能発揮対策 農業体験や交流の場の提供など、都市農業の多様な機能を発揮する取組のほか、農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援します。  マルシェの開催
	① 農泊推進対策 地域による実施体制の整備や観光コンテンツの磨き上げ、滞在施設の整備等を一体的に支援するとともに、国内外へのPR、経営ノウハウ習得等のための専門家派遣・指導等を支援します。  インバウンド対応  農家民宿	② 農福連携対策 障害者等の雇用・就労を通じた農業経営の発展に必要な農業生産・加工・販売施設等の整備、農産物の生産・加工技術等の習得、専門人材の育成、普及啓発活動等を支援します。  人材育成研修  農業生産施設
2 交流	① 山村活性化対策 山村の特色ある地域資源を活用するため、地場の農林水産物等の商品化や販売促進等の取組を支援します。  地域産品の加工・商品化	② 農山漁村活性化整備対策 市町村等が作成する活性化計画に基づき、定住及び所得向上や雇用増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援します。  農産物直売施設
	3 定住 促進	

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

(1 ①、2 ③の事業)	農村振興局農村計画課	(03-6744-2203)
(1 ②、2 ①、②の事業)	農村振興局都市農村交流課	(03-3502-5946)
(3 ①の事業)	農村振興局地域振興課	(03-6744-2498)
(3 ②の事業)	農村振興局地域整備課	(03-3501-0814)

<対策のポイント>

障害者等の雇用・就労を通じた農業経営の発展に必要となる**農業生産施設及び加工・販売施設等の整備**、**障害者等の農産物の生産・加工技術等の習得**に加え、**農業・福祉双方のニーズのマッチングを行う専門人材の育成等の取組**を支援するとともに、効果的な**農福連携プロモーション**等を実施します。

<政策目標>

農福連携等に取り組む主体を新たに3,000創出 [令和6年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農福連携整備事業

- 障害者等の雇用・就労を通じた農業経営の発展に必要となる**農業生産施設及び加工・販売施設等の整備**を支援します。

2. 農福連携支援事業

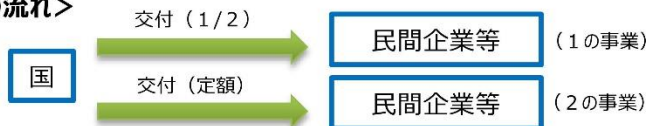
- ① **農福連携支援事業**
 - 福祉と連携した農林水産業に関わる活動において、障害者や生活困窮者等が働きやすくなるために実施する**農業技術習得の研修等**を支援します。
- ② **農福連携人材育成支援事業**
 - 農業経営体が障害者を雇用等により受け入れる際、障害特性を踏まえた作業指示や配慮事項等をアドバイスし、職場定着を支援する**農業版ジョブコーチの育成**や**農業者と福祉事業所をマッチングするコーディネーターの育成等**を支援します。
- ③ **普及啓発等推進対策事業**
 - **ワンストップ窓口の設置など都道府県の推進体制の強化**、農福連携の全国展開に向けた普及啓発や調査・研究等を支援します。
 - **メディア等を活用した農福連携プロモーションの実施**や**企業とのネットワーク構築によるブランディングの取組等**を支援します。

<関連事業>（優先採択等の優遇措置を実施）（関連事業は各事業の仕組みで実施）

- ・食料産業・6次産業化交付金 71億円の内数
- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金 296億円の内数
- ・農業人材力強化総合支援事業 238億円の内数
- ・「緑の人づくり」総合支援対策 53億円の内数
- ・水産多面的機能発揮対策 29億円の内数 等

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



【1について】

- **事業実施主体** 農業法人、社会福祉法人、民間企業等
- **事業期間** 2年間
- **交付率** 1/2（上限2,500万円等）



農業生産施設
(水耕栽培ハウス)



附帯施設（農機具庫）



加工処理施設



休憩所、トイレの整備

【2の①、②について】

- **事業実施主体** 農業法人、社会福祉法人、民間企業等
- **事業期間** 2年間
- **交付率** 定額



農産加工の実践研修



養殖籠補修、木工技術習得



作業マニュアル作成



人材育成研修

【2の③について】

- **事業実施主体** 民間企業、都道府県等
- **事業期間** 1年間
- **交付率** 定額



セミナー等の普及啓発



調査・研究等

<農福連携に関する情報提供>

1 福祉系法人と認定農業者について

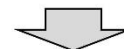
- 認定農業者となると、融資などの各種メリット措置を受けられる。
- 福祉系法人であっても、その営農実態に照らして、「農業経営を営み又は営もうとする者」と評価できる場合、認定農業者となることを妨げないことについては、
農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）を、令和元年11月1日に改正し、以下の内容が追加されたところ。

記

- ・別紙4「農業経営改善計画の認定基準」の第1の2の(1)
～また、法人の形態は認定の要件でないことから、農福連携に取り組む社会福祉法人や特定非営利活動法人等も認定農業者となることができます。
- ・別紙4の2「青年等就農計画の認定基準」の第1の2の(2)
～法人の形態は認定の要件でないことから、農福連携に取り組む社会福祉法人や特定非営利活動法人等も認定新規就農者となることができます。

2 農業版ジョブコーチの認定制度について

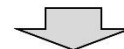
- 農福連携の促進に向けて
障害者を雇用や施設外就労により受け入れる際、農作業での安全面での配慮、障害特性を踏まえた農作業指示や配慮事項等をアドバイスし、障害者の職場定着を支援する専門人材（いわゆる農業版のジョブコーチ）の育成が必要。



- 今年度、農林水産研修所水戸ほ場において、農福連携の専門人材の育成に向けた研修を試行的に実施しており、この実施状況を踏まえながら、人材育成のための基準カリキュラムを検討。

※カリキュラム内容例

- ・障害者雇用と障害福祉サービス事業の仕組み
- ・障害特性に対応した農作業支援手法
- ・農作業の一般的な特徴、農業経営の仕組み
- ・作業細分化・難易度評価・作業割当ての手法



- 来年度、基準カリキュラムに基づく研修を実施予定。

障害者が生産行程に携わった食品のJAS（ノウフクJAS）

- 農業分野での障害者就労の支援、農業の担い手不足や障害者の就労先不足など農業・福祉における諸課題の解消につながる「農福連携（ノウフク）」の取組が推進される一方で、ノウフクの取組が広く認知されていない状況。
- 障害者が携わって生産した農林水産物及びこれらを原材料とした加工食品の生産方法及び表示の基準を規格化することにより、次の効果が期待。
 - ① 障害者が携わった食品の信頼性が高まり、人や社会・環境に配慮した消費行動（エシカル消費）を望む購買層に訴求することが可能に。
 - ② 「農福連携（ノウフク）」の普及を後押しすることで、農業・福祉双方の諸課題解決ツールに。

規格等の内容

- 農林水産物の主要な生産行程に障害者が携わっている
- 障害者が携わった生産行程の情報提供
- 加工食品において使用する原材料やその管理
- 包装・容器等への表示の方法及び内容

